

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日にA県職員を退職後、同年〇月〇日にA県A市所在のB協会に事務局長として採用され、協会事務局全般に係る業務を担当し、平成〇年頃からは、協会が委託していた公認会計士とともに、社団法人から公益社団法人への移行認定に係る業務にも従事していた。

請求人によれば、被災者は公益社団法人への移行認定作業について、相談する上役もおらず一人で悩んでおり、また、公益社団法人化に伴い協会が実施してきた無人ヘリコプターの貸出し事業の継続ができなくなると苦悩していたとしている。

被災者は、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日の期間、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日の期間及び平成〇年〇月〇日にC医院に受診し、いずれも不眠を主訴として治療を受けていた。

被災者は、平成〇年〇月〇日の夕方頃から行方不明となり、同月〇日自宅近くの松林で縊死している状態で発見された。死体検案書によれば、死亡したときは「平成〇年〇月〇日夕方頃」、直接死因「縊頸」、死因の種類は「自殺」であった。

請求人は、被災者の死亡は業務による心理的負荷が原因であるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業

務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者に発病した精神障害及び被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 被災者の本件疾病の発病の時期について

請求人らは、被災者の本件疾病の発病時期はICD-10の診断ガイドラインに照らして平成〇年〇月〇日以降である旨主張している。

専門部会は、D医師の所見も踏まえて、関係者の申述に基づく被災者の症状の推移をICD-10の診断ガイドラインに照らして、総合的に検討した結果、症状が顕著となった同年〇月上旬頃に本件疾病、すなわち「精神病症状を伴わない重症うつ病エピソード」(ICD-10、F32.2)を発病したものと考えるのが妥当であるとの意見を述べている。当審査会としても、被災者の症状の推移等に鑑み、専門部会の意見は妥当であると判断する。

なお、請求人らは、同月〇日にD医師に受診した際、うつ気分はなかったことから、ICD-10の診断ガイドラインによる本件疾病の診断基準に該当しないと主張している。この点、E主事によれば、同年〇月下旬に、A県の〇

Bの方が協会に来て被災者と話をしていたが、被災者はOBの人の話を上の空で全く聞いていない様子であったこと、同年〇月の初め頃からは、人前ではしなかったゲップとおならを遠慮なくしていた旨述べていること、また、請求人によれば、被災者は、同月〇日にF部の人事担当者に具合が悪いので協会を辞めたいと申し出たが、受け入れられなかったと言っていた旨述べていることなどに鑑みると、被災者には抑うつ気分があったものと認められ、D医師に受診した同月〇日当日にうつ気分が認められなかったことをもって、ICD-10の診断ガイドラインに該当しないと判断することはできず、請求人らの主張は認めることはできない。

また、請求人らは、同月〇日以降に急激な発症により本件疾病を発病したと主張するが、被災者は同月上旬に既に本件疾病を発病していたことから、同日開催のG事業運営委員会においても方向性が定まらなかったという出来事などから症状がより顕在化し、様々な症状が出現して来たと見るのが相当である。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について（平成23年12月26日基発1226第1号）」（以下「認定基準」という。その要旨については、決定書別紙の記載を引用する。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えることから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人らは、前記意見書において、「被災者に対して強い心理的負荷を与えていたのは、公益社団法人への移行作業の困難さだけではなく、協会の公益認定後であっても、その取消しを回避するためには、基金の取崩し計画を進める必要があり、平成〇年〇月〇日開催のG事業運営委員会においても方向性が定まらなかったという出来事が被災者に対して葛藤状態をどうしても打開できないという強い心理的負荷である。」旨主張しているが、上記(1)で判断したとおり、被災者の本件疾病の発病時期は同月上旬であることから、決定書理由第2の2の(2)のイの(イ)のeに説示するとおり、発病後の出来事であり、評価の対象とはならないものである。

(4) 以上のことから、当審査会としては、心理的負荷の総合評価は決定書の結論と同様に「強」には至らないものと判断する。

なお、各証拠から認定基準の第5の本件疾病の悪化の業務起因性が推認されるような「特別な出来事」に該当する出来事がなかったことは明らかである。

したがって、被災者に発病した本件疾病と業務との間に相当因果関係は認められず、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められない。

(5) 請求人らのその余の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足りるものは見出すことができなかったことを付言する。

3 以上のおりであるので、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。